

## 空飛ぶクルマ実装促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 空飛ぶクルマ実装促進事業補助金（以下「補助金」という。）は、民間企業が行う空飛ぶクルマに関する県内での実証実験又は調査・検討等の取組みに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、県内での空飛ぶクルマの実現に向けた環境整備を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空飛ぶクルマ 電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段をいう。
- (2) 環境整備 空飛ぶクルマの実装に必要となる飛行環境又は運用面の課題等の検証や空飛ぶクルマの離着陸場の設計・設置又はあるべき体制・基盤（安定運航を支える後方支援体制・拠点、インフラ・データ基盤、資金調達スキーム等）の整備・構築をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条に規定する目的に沿って香川県域を含む場所で開催する次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 空飛ぶクルマの環境整備に資する実証実験
- (2) 空飛ぶクルマの環境整備に資する調査・検討

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。なお、共同企業体を構成する場合においては、すべての構成員が当該要件を満たすものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反していない、又は反する恐れがないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 香川県税に滞納がないこと。

### (補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費であって、別表左欄に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認められるものについて、別表右欄のとおり交付する。ただし、経常的な経費、租税等法令上支払うべき経費、汎用性の高い備品等に係る経費その他補助事業の目的に合致しない経費並びに消費税及び地方消費税相当額は、補助の対象としない。

2 補助対象期間は、補助金交付決定日から当該年度の3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。なお、共同企業体を構成して実施する場合は、構成員から代表申請者を1者選定して提出することとする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定により、消費税等仕入控除税額の減額がなされないで交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の内容等の変更等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の主たる内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の合計額の20%を超えて変更する場合

2 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業変更承認通知書（様式第4号）により通知する。なお、交付決定額の変更を伴うときは、補助事業変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第7号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに補助事業遂行状況報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助金の支給を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条第1項の規定により廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 15 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金精算払請求書（様式 11 号）により、知事に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の支払）

第 16 条 知事は、前条の規定による補助金の交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、補助金を支払うものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 12 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合には未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 18 条 知事は、第 10 条第 1 項の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項又は第 9 条第 2 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助対象の要件を満たさなくなったとき。

（2）補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。

（3）補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。

（4）補助事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。

（5）補助金を補助の目的外に使用したとき。

（6）補助事業者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられたときは、第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間について

は、既納額を控除した額)につき規則第 19 条に規定する割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 4 第 2 項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて規則第 20 条に規定する割合で計算した遅延金を徴するものとする。

#### (財産の管理及び処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第 13 号）を整え、補助事業完了後も、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 取得財産等のうち、知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。
- 3 規則第 22 条第 2 項ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。
- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等の処分承認申請書（様式第 14 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

#### (補助金の経理)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了する日から 5 年間、保存しなければならない。

#### (情報管理及び秘密保持)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者の（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

(成果の発表)

第 22 条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に成果を発表させることができる。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第 23 条 第 6 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 15 条、第 17 条第 1 項及び第 19 条第 4 項の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年香川県規則第 73 号）の規定の例による。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費の区分	補助金額及び補助率
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 機器レンタル・リース料</li><li>・ 運搬費</li><li>・ 会場使用料</li><li>・ 設置工事費</li><li>・ 安全対策費</li><li>・ 調査・分析費</li><li>・ 委託料</li><li>・ 保険料</li><li>・ 謝礼費</li><li>・ 印刷製本費</li><li>・ 通信費</li><li>・ 旅費</li><li>・ 消耗品費</li><li>・ その他必要と認められるもの</li></ul>	1 補助事業者あたり、500 万円を限度とし、補助率は補助対象経費の 1 / 2 以内とする。